

# 農業だより

## 令和5年産「つや姫」生産者募集要項

山形「つや姫」ブランド戦略推進本部より令和4年産つや姫の生産量が示され、県全体で9,900haと前年比で100haの増となりました。このうち、新庄市における増加分は3.8haとなっております。

新規作付の希望及び既存作付面積の変更等に関しては、所属する生産者組織へご相談ください。

募集締切：令和4年9月9日(金) (認定申請書の提出期限)

### 1. 基本要件

- (1) 栽培適地内に水田を有すること。
- (2) 栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準を遵守すること。
- (3) 種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- (4) 収穫物は自家消費を除き全量出荷（販売）すること。
- (5) 「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと（玄米粗タンパク質含有率水準6.4%以下等）。
- (6) つや姫ブランド推進に係る各種制度・提出物の遵守、「つや姫」のブランド化の推進に協力すること。

2. 面積要件：(1) 稲作を経営の柱とし、水田経営面積が3ha以上であること。

(2) 「つや姫」の最低作付面積が概ね60a以上（有機栽培の場合は20a以上）であること。

3. 栽培要件：(1) 有機栽培(2) 特別栽培のいずれかを行っていること（第三者からの認証が必要）

4. 販売要件：集荷団体への出荷等、具体的な販売（出荷）計画を有していること（販売計画書の提出が必要）。

5. その他：市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。

**上記要件のすべてを満たす生産者が申請できます**

※このほか、上記のうち面積要件を満たさない場合の認定（中小規模生産者の特別認定）についても、所属する生産者組織へご相談ください。

炊いてほれぼれ  
冷めても美味しい



粒立ちしっかり  
おいしい新食感



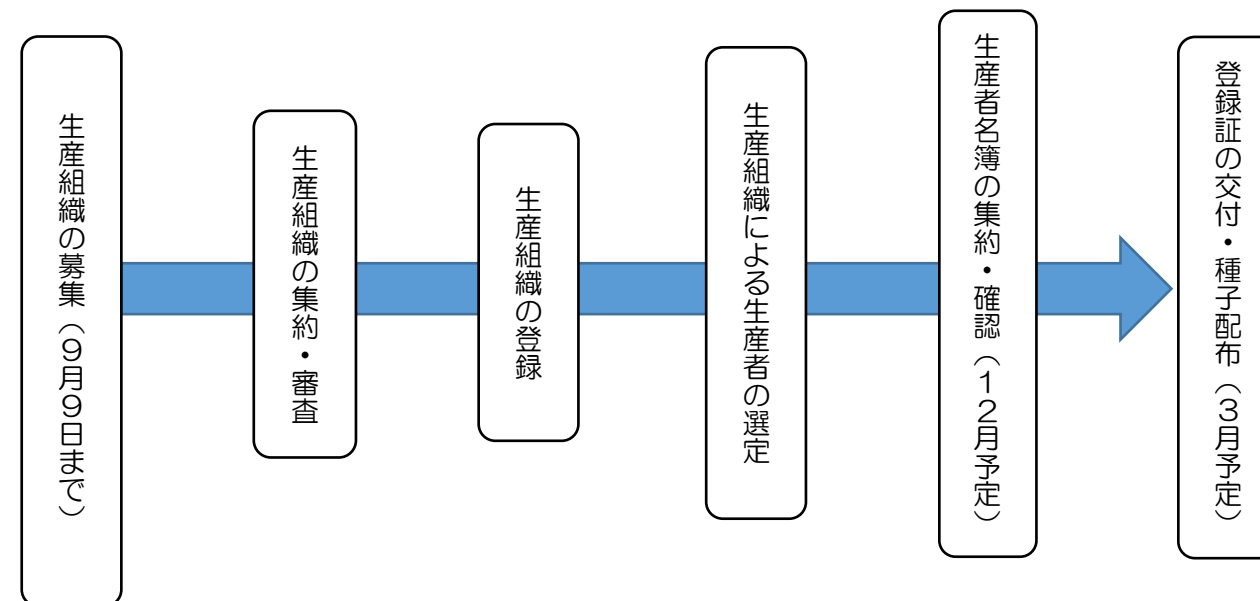
## 令和5年産「雪若丸」生産組織募集要項

令和5年産の「雪若丸」の生産組織の募集が開始されます。

・募集締切：令和4年9月9日(金)

「雪若丸」は「つや姫」と異なり、生産組織を登録し、登録された生産組織が生産者を選定する仕組みとなります。詳しくは、出荷している集荷業者（JA、米集業者など）にお問い合わせください。

### 【雪若丸の生産登録フロー】



### 【生産組織の要件】

- ① JA等の水稻部会、3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人等で、定款又は規約を有していること。
- ② 生産組織が有する水稻作付面積が10ha以上であること。
- ③ 生産組織の構成員すべてが、市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。
- ④ 「雪若丸」の具体的な販売計画を有すること。
- ⑤ 「雪若丸」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。
- ⑥ 「雪若丸」ブランド化戦略の推進に協力すること。

### 【栽培要件】

- ① 栽培マニュアルに基づいた栽培を行うこと。
- ② 生産戦略に掲げるガイドラインに基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

## 令和4年8月の大雨等被害対策資金のご案内

### 【運転資金】

1. 対象災害 令和4年8月3日から同月4日までの大雨  
令和4年6月27日から同月28日までの大雨
2. 貸付対象者 下記の基準に該当する被害農業者、被害林業者  
①農作物の減収量が30%以上かつ減収による損失額が平年農業総収入の10%以上  
②果樹等の樹体被害による損失率が被害時価額の30%以上  
③林産物の損失額が平年林業収入の10%以上  
④樹苗育成施設等の損失額が被害時価額の50%以上
3. 資金使途 種苗、肥料、薬剤等の購入費等の運転資金  
ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用
4. 貸付限度額 ○果樹栽培者（果樹収入が5割以上）、家畜等飼養者  
500万円（法人2,500万円）又は損益額の55%のいずれか低い額  
○一般農業者（果樹収入が5割未満）、林業者  
200万円（法人2,000万円）又は損失額の45%のいずれか低い額
5. 償還期限 被害程度により3年～6年以内（据置期間なし）
6. 貸付利率 0.875% ※無利子化又は低利子化される場合があります。
7. 貸付期限 令和5年3月31日（同日まで融資が実行されている必要があります。）
8. 相談先 需要額調査を実施しておりますので、農協及び金融機関にお問合せください。
9. その他 融資枠に限りがございます。

### 【施設等復旧資金】

1. 対象災害 令和4年8月の大雨及び同年6月の大雨
2. 貸付対象者 対象災害により農林業用施設や農地に被害を受けた方  
（年間総所得の5割以上を農業等所得に依存していること）
3. 資金使途 施設等の復旧資金
4. 貸付限度額 1,000万円
5. 償還期限 10年以内（据置期間3年以内）
6. 貸付利率 0.875% ※無利子化又は低利子化される場合があります。
7. 貸付期限 令和5年3月31日（同日まで融資が実行されている必要があります。）
8. 相談先 需要額調査を実施しておりますので、農協及び金融機関にお問合せください。
9. その他 融資枠に限りがございます。

## 農業生産資材高騰に対する支援を行います

### ○新庄市農業生産資材高騰対策支援事業

長期化するコロナ禍において米価下落による農業収入が減少している中、肥料等の農業生産資材の高騰により更なる農業経営の圧迫が余儀なくされています。農業経営の継続を支援するため、水稲や転作作物にかかる肥料購入価格上昇について、助成金を交付します。

- 対象経費 令和4年に農作物の作付けに要した肥料購入費  
※令和4年4月以降分の購入伝票、領収書等により確認します
- 対象者 令和4年産において新庄市農業再生協議会が示した「生産の目安」を達成し、令和5年産に営農意向のある販売農家（生産組合）

- 支援内容 水田における対象作物の作付面積に対する助成の合計額を上限に支援  
※水田台帳で作付面積を把握します

対象作物	支援単価
主食用米、備蓄米、加工用米	2,000円/10a
飼料用米、WCS用稲、飼料作物、大豆、そば、産地交付金の対象となる振興作物	1,000円/10a

- 申請方法 支援の対象となる方に案内を送付します。（10月を予定）  
申請書と必要書類を提出してください。

- 申請受付 10月～11月

- 給付予定 12月末最終支払い

- 問合せ先 新庄市農林課農業振興室 TEL：29-5836

## 農業者年金受給者・被保険者の皆さまへお知らせ

### ～新庄市農業者年金協会について～

新庄市農業者年金協会の運営に関してはご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当農業者年金協会は会員の皆様からの会費により運営してまいりましたが、昨今の会員数の減少に伴い、会員相互の親睦を目的とした行事の実施が困難になったことや、令和3年度の経営移譲年金（旧制度）の裁定請求終了等により、協会事業を縮小することといたしました。

今後は、昨年度までご協力頂いていた、年金受給者（400円）、被保険者（200円）の年会費を廃止した上で加入推進活動を主とした事業へ転換してまいります。今まで新庄市農業者年金協会事業をお支え頂きありがとうございました。

不明な点がございましたら、事務局へお尋ねください。